

令和3年第7回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年5月26日（水）午前10時

2 場 所 北上市役所本庁舎5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 高橋 秀和

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館学芸員 相原 彩子

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 小原 昌江

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件、協議5件が原案のとおり可決、承認された。

議案第19号 北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について

協議第13号 北上市立学校条例の一部を改正する条例について

協議第14号 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例について

協議第15号 北上市民俗芸能継承助成金交付要綱の廃止について

協議第16号 北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

協議第17号 東陵中学校及び北上中学校の統合の検討について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

ただいまから令和3年第7回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いいたします。

(「無し」との発言あり)

議案第19号「北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長

子育て支援課長

ただいま上程になりました議案第19号北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

北上市立黒沢尻幼稚園においては、給食提供を行っておらず、

他の公私立幼稚園に比べ提供するサービスが下回っていたため、園舎の改築にあわせ学校給食を提供し教育環境の充実を図ろうとするものであります。

施行日は、令和3年8月26日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第19号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

黒沢尻幼稚園に給食を提供することにより、市内の公立幼稚園全園に給食が提供されることとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、表現を修正した上で、議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第13号「北上市立学校条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第13号北上市立学校条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

現在、北上市立黒沢尻幼稚園園舎を改築しており、これに伴

い、同幼稚園が移転することから、条例に規定された同園の位置を変更しようとするものであります。

施行日は、令和3年8月26日とするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認を賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第13号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に協議第14号「北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第14号北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

先ほど議決賜りました議案第19号北上市学校給食センター規

則の一部を改正する規則に基づき、北上市立黒沢尻幼稚園において学校給食を提供することから同園園児の保護者からも主食費及び副食費を徴収しようとするものであります。

施行日は、令和3年8月26日とするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第14号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第14号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第14号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に協議第15号「北上市民俗芸能継承助成金交付要綱の廃止について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました協議第15号北上市民俗芸能継承助成金交付要綱を廃止する告示について、協議理由を申し上げます。

本要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の

民俗芸能団体に対し、感染症予防を促し民俗芸能の継承を支援するため、1団体につき10万円の助成金を交付することについて規定したものでありますが、令和2年度限りの事業であるため、廃止しようとするものです。

よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第15号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第15号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第15号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に協議第16号「北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議案件第16号北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対

策連絡協議会を設置しておりますが、令和3年5月31日をもって委員全員の任期が満了することから、新たに8名の委員を任命しようとするものであります。

任期は、本条例第5条により1年とし、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとするものであります。

今回は、盛岡地方法務局花巻支局長の大野氏と中部教育事務所学青少年指導員の多田氏を継続して任命するとともに、人事異動等により、北上警察署生活安全課木村課長、鬼柳小学校小原校長、鈴木教諭、飯豊中学校土井校長、齊藤教諭を新たに任命しますが、8名の方々はいずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第16号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

本委員の選任区分としては、法務局関係者1名、警察関係者1名、教育事務所関係者1名、小学校生徒指導連絡協議会関係者2名、中・高生徒指導連絡協議会関係者2名、市職員1名の8名となっております。

佐藤和美委員

同協議会と北上市いじめ対策専門委員会との協力体制はどのようなになっており、どの様ないじめ対策となっているのでしょうか。

また、人事異動が理由による新たな任命であれば、前委員の異動が発生した4月から現在までの対応はどのようなになっておりますでしょうか。

学校教育課長

北上市いじめ対策専門委員会は、児童生徒に対する重大事案が発生した際に開催されるものですが、対象事案が無い際も年1回は同委員会を定例で開催することとしております。

同委員会の定例の開催時期は、第1回目の同協議会が開催された後としており、第1回目の同協議会において協議された内

容を報告し、同委員会から意見をいただくこととしております。
いただいた意見は、第2回目の同協議会で報告し、共有を図ることとしております。

また、異動の際は、欠員として対応することとしております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第16号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第16号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に協議第17号「東陵中学校及び北上中学校の統合の検討について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第17号東陵中学校及び北上中学校の統合の検討について、協議理由を申し上げます。

平成29年度に、東陵中学校学区の保護者を構成員とした「東陵中学校の将来を考える会」からの提言を受け、当教育委員会でも北上中学校保護者に対するアンケートを実施するなど、東陵中学校の生徒数が減少し、将来的に過少規模となることを継続的な課題として捉えておりました。

今般、検討開始当初よりも、東陵中学校の生徒数の減少割合が加速し、併せて、北上中学校の老朽化も著しいことから、これらの状況を踏まえ、より良い教育環境の整備に係る協議を急ぐ必要が出て参りました。

このことから、今年度、東陵中学校及び北上中学校の統合を検討することとし、その方針について協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第17号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

アンケート調査等による課題の把握状況としては、東陵中学校と北上中学校にて実施しております。

東陵中学校については、「東陵中学校の将来を考える会」が設置され、同会による協議結果として、何らかの方法により小規模校の課題解決と共に、子どもたちにとってより良い教育環境の早期構築を求める意見をいただいております。主な課題としては、在籍生徒数が将来的に減少見込する点、生徒の活動範囲が限定される点を整理されております。

北上中学校については、保護者に対して3項目のアンケート調査と実施しております。1点目、両校の今後のあり方については、60%の方が統合、校舎建替を希望しております。また、2点目は、仮に学校選択制としたら東陵中学校を希望するかとの問いとしており、この項目は、「東陵中学校の将来を考える会」からの学校選択制とした際に、北上中学校から東陵中学校に通学する生徒もいるのではないかのご意見を踏まえたものでしたが、希望しない方が65%となっております。3点目、東陵中を北上中へ統合し、校舎等の建替えすることへの賛否については、賛成・どちらでもよいが、合わせて88%となっております。以上のアンケート結果からは、北上中学校の課題としては、築63年が経過している校舎の老朽化となっており、中学校を建て替え、教育環境の改善を希望されていることが読み取れるかと思っております。

検討の方針案としましては、東陵中学校を北上中学校へ統合すること。校舎を建替え、統合中学校の開校は令和7年度を想定し事業化すること。建替え場所は、令和7年までの事業期間を踏まえ、現北上中学校敷地内を想定することとしております。なお、開校時期を令和7年度としておりますのは、市の建築物最適化計画に基づいて設定したものでとなっております。

本日、ご承認をいただきました際の今後のスケジュールとし

ましては、6月から自治協議会及び各校PTAと方針を協議し、その協議内容を踏まえた上で、10月には再度、各自治協議会と協議・確認し、11月に教育委員会議で方針決定したいと考えております。

照井渉委員

生徒数の減少もあり、避けては通れない話題であると捉えており、各保護者も一定程度の理解を示していると思われ、協議を進めていただければと思います。

一方で、東陵中学校の校舎自体は、1993年築であり、まだ利用可能と思われませんが、跡地活用の予定等がありますでしょうか。

総務課長

現段階では未定となっております。

まずは、学校の機能を令和7年度に北上中学校に統合することを先に検討し、その後、公募等になるかもしれませんが、活用策を検討することとしております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第17号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第17号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時40分)